

# 市川市における総合評価の取り組みについて

千葉県市川市管財部業務監理課  
大津 政雄

## 1. はじめに

本市では、電子入札システムを利用した一般競争入札（平成18年度1,000万円以上、平成19年度全面導入）、予定価格と参加業者の事後公表など、建設工事を中心とした入札・契約制度について、ここ数年、見直しを不断に進めてきました。

その入札・契約制度改革の一環として、総合評価導入の方針が平成17年度に掲げられました。他市に先駆けて取り組みを進めてきたことは、常日頃から透明性、公平性、公正性を確保した契約事務を行うよう厳命している首長の姿勢と意向に負うところが大きいと考えています。

このような取り組みを進める中で、比較的規模の大きい雨水排水用のポンプ場改良工事について、外部の学識経験者の意見を聴くなど恣意性が働かないような仕組みの下、より良いものをより安く調達すべきとする首長の意向と総合評価の仕組みが合致し、総合評価導入に拍車がかかった次第です。

## 2. 平成18年度に試行

平成18年度初めて総合評価制度を導入するにあたり、ポンプ場改良工事に絡む土木・建築、機械設備、電気設備の工事8案件を試行案件と定めながら、半年間の庁内議論を経て評価方法を定めてきました。

公共工事における「品質」は、「工事目的物の品質」と工事の安全性や迅速性など「工事そのものの品質」に分類されています。この二つの品質を念頭におきながら、対象となる工事の特徴に応じた施工条件を整理して具体的な課題を抽出しました。そして、課題への対応能力を適正に評価するために必要な工程管理、材料や製作品の品質管理、安全管理などの具体的な施工計画を求めるものとししました。もちろん全てを求めるのではなく、工事にとって有意なものに絞り込んで評価項目を設定しました。これにより、現場条件を踏まえた具体的な所見が期待でき、要点も明確になり、評価しやすいと考えたものです。

試行案件は、雨水排水施設という市民の生命と財産を守る上で重要な施設であるため、長期的使用に耐え、市民の安心・安全につながる機能が十二分に発揮される品質が求められています。また、土木・建築、機械設備、電気設備の3工事が狭い施工区域内に輻輳することから、その間の施工には効率的な作業とともに、安全性などの品質が求められています。これらに関する施工計画の提案を求めて、併せて、「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」について評価を行ったものです。

## 3. 力点を置いた点

本市の総合評価は、どのような案件であ

っても技術提案は必ず受けることとしています。総合評価は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の理念を具体化する主要な施策であることから、技術提案は入札書と同一のものとして扱うべきであり、品質に関わる工夫を評価することに意味があると考えたものです。

また、契約の相手方などを決める際に意見を聴く2人の学識経験者について、総合評価を熟知した工学分野の大学教授のほか、恣意性の排除を一層明確にするために弁護士を選任し、取り組みを進めてきました。さらに、評価の結果については、評価値だけでなく、説明責任を果たす意味でもその理由も公表しています。

#### 4. 課題

昨年の試行の中で、課題が浮かび上がってきました。その一つは、入札書開札時に落札者を決定できないことです。本市では電子入札システムを利用して入札を行っていますが、総合評価は落札者を決定する際にも学識経験者の意見を聴かねばならないことから、落札者の決定は、後日通知する対応をしてきました。

また、総合評価における低価格入札への対応であります。試行案件8件中4件で低価格の応札があり、調査基準価格を下回った全ての事業者について、一案件で最高5社に対して調査を行ってきました。今後は、加算点の見直し等を含めて低価格入札の防止を図り、民間の優れた技術力の発揮を促すという総合評価の効果が活きるように、工夫を重ねることとしています。

#### 5. 平成19年度から総合評価を本格導入

本市でも少子・高齢化の波が押し寄せ、

老人医療費、年金などの社会保障負担のために支出される扶助費が毎年10億円ずつ増え、その一方で、道路、下水道、学校等の建設事業に使われる普通建設事業費は減少する傾向にあります。このように建設工事の発注量が減少していく中で、受注をめぐる価格競争が激化し、くじ引きによる落札者決定や予定価格に比して著しい低価格入札が近年急増し、公共工事の品質に支障が及ぶことが懸念されています。地方財政の厳しい状況のもとで、より効果的、効率的な予算執行のためには、総合評価は品質確保の重要な方策の一つと考えています。

品確法の理念を踏まえて、また、このような低価格入札が増加する本市の建設工事の契約状況からみて、平成19年度から総合評価を本格導入しています。

品確法が施行されていることから、公共工事の品質確保のためには、基本的には全ての公共工事について、価格と品質の両面で総合的に優れた調達をしていくべきものと考えています。しかし、総合評価については、技術提案に関する審査や学識経験者への意見聴取などに時間を必要とすることから、全ての工事に適用していくには事務手続上、大きな制約条件があります。

その中で、平成19年度は全ての工事担当部において取り組みが進むよう23件を抽出しました。そして、市内業者も参加可能な案件も含めて様々な工事に総合評価を適用し、メリット、デメリットを精査したいと考えています。その上で、評価に当たる全庁的な組織として評価委員会を新たに設置し、学識経験者の意見を聴く前に内部評価の恣意性を払拭していくとともに、この組織で評価の考え方を十二分にもむ事によって、職員の能力向上につなげ、さらに、市内業者の技術的能力を高める方向に働くことを期待しています。